

木 住 協 提 携 ウェビナー 開 催 の ご 案 内

2024 年 11 月 22 日
株式会社ハウスジーメン



建築基準法の改正と瑕疵保険の新たな可能性について ～瑕疵保険における補償オプションのご案内～

2025 年 4 月の建築基準法の改正により、住宅の新築時における省エネ性能の義務化と 4 号特例の縮小が実施されますが、ハウスジーメンでは 11 月 28 日(木)付で、新築かし保険の対応として、この省エネ性能の義務化と 4 号特例の縮小により高まる設計者のリスクに対応した補償を含む 5 つの補償オプションの取扱いを開始します。

		補償オプション	補 償 内 容	概要
①		等級 2 以上の耐力性能補償	住宅取得者と事前に約束した等級 2 以上の耐力性能の未達といったリスクをカバー	戸建住宅と 1,000 ㎡未満の比較的小規模な共同住宅(木造や軽量鉄骨のアパート)を対象とする補償オプションです。
②		省エネ性能補償	住宅取得者と事前に約束した省エネ性能の未達といったリスクをカバー	
③		結 露 補 償	断熱材の施工不良等に起因する壁内や小屋裏における内部結露の発生によるリスクをカバー	
④		塗 膜 補 償	新築時に施工した塗膜面に生じた膨れや割れ、剥がれといった事象	主に塗装仕上げの建物を対象とする補償オプションです。
⑤		タイル剥落補償	新築時に施工した建物外周部のタイルの落下を補償	主に、タイル仕上げの共同住宅を対象とする補償オプションです。

これまで、新築瑕疵保険で補償されるのは、法律で義務付けられる基本的な耐力・防水性能だけでしたが、補償オプションの追加により、住宅事業者の皆様がリスクとして感じるいくつかの事象をカバーできるようになりました。

フルリフォーム等の大規模なリフォーム工事についても、確認申請が必要になることから、①～③の補償オプションについては、一般リフォーム保険や増改築リフォーム保険といったリフォームかし保険でも取扱いを開始します。(リフォームでは④の補償オプションは昨年 10 月から取扱いを開始しています)

このウェビナーでは、補償オプションの補償内容の詳細と活用事例についてご案内します。また、今年 7 月に新築かし保険を含めて取扱いの対象を拡大した瑕疵保険のリモート検査についても、その概要を簡単にご案内します。

開催日時：2024 年 12 月 6 日(金)13 時 30 分～14 時 30 分

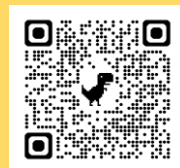
開催方法：オンライン開催(ZOOM ウェビナー)

講 師：株式会社ハウスジーメン 保険管理部長 江間 隆太

申込期限：2024 年 12 月 6 日(金) 13 時 00 分まで

問合せ先：株式会社ハウスジーメン

TEL:03-5408-8486 mail : info@house-gmen.com



<こちらからお申込みいただけます>

> [商品改定時のリリースペーパー\(補償オプションの追加「塗膜・タイル剥落・等級 2 以上耐力性能」\)はこちらから確認できます。](#)

> [商品改定時のリリースペーパー\(補償オプションの追加②「省エネ性能・結露」\)はこちらから確認できます。](#)

> [新築かし保険における補償オプションの概要はこちらから確認できます。](#)

> [リモート検査のリリースペーパーはこちらから確認できます。](#)